

2024(令和6)年度事業報告

1. はじめに

(1) 2024年度はコロナ禍が終息しつつある中で、我が国の社会・経済活動は、コロナ前の状況を取り戻すとともに、コロナの時期に得られた、デジタル技術の進化に支えられたオンラインや在宅ワーク等の生活様式も取り入れた新たなステージに至っています。一方で、世界各地での紛争の発生、不安定な政情、資源・エネルギーや食糧問題など、人と企業を取り巻く環境の不透明な状況は依然として続いています。

我が国においては、生産年齢人口の減少という状況下で、社会の変化に応じた必要とされる人材の確保は、企業にとってはもちろんのこと、職業紹介事業者にとっても、大きな課題です。国は雇用・労働政策として、三位一体の労働市場改革を推進してきましたが、その中でも、「成長分野への労働移動の円滑化」については、職業紹介事業者が一定の役割を果たしてきました。人材協会員をはじめとして職業紹介事業者には、引き続き、求人者の要請に応えるとともに、求職者のエンプロイアビリティ向上に資する円滑な労働移動を支援する役割が期待されています。

(2) 2024年4月に改正職業安定法施行規則が施行されたことを踏まえて、人材協では、労働条件明示の際の改正事項について周知徹底を図りました。また、2025年1月からは、従来から職業安定法の指針に定められていた、求職者への金銭等の提供禁止と、就職後2年間の転職勧奨禁止について、職業紹介事業の許可条件化されました。これら二つの事項については、以前から人材協会員に対し徹底を図ってきた事項でもあり、会員が大きな影響を受けるものではないと認識しています。一方で、4月からは職業安定法施行規則と指針について改正施行され、職業紹介手数料の実績平均等に関する情報提供事項の追加、職業紹介事業と募集情報等提供事業における利用の際の違約金規定の明示、募集情報等提供事業者による労働者になろうとする者への金銭等の提供が禁止されることとなりました。後者に関しては、求人者・求職者から見て、職業紹介事業と募集情報等提供事業の判別が困難な状況の中で、人材協事務局へも、求人者から「職業紹介事業者が未だに求職者に対して金銭提供を行っているのではないか」という苦情が寄せられ、調査すると募集情報等提供事業者が行っているものであったことも判明していました。今後も、職業紹介事業者のみが不利益を被ることのないよう、適切な規制改革の実現が望まれます。

(3) 医療・介護・保育分野の構造的な人手不足が続く中、一部の悪質な事業者との間でトラブルが発生したり、紹介手数料が高額であるとの指摘があり、この状況の適正化を図るため、人材協は、引き続き、厚生労働省からの受託事業「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」の運営を行いました。本事業では、医療・介護・保育分野の関係団体の代表者の皆様に参画いただき、求人者の皆様の意見を、認定制度に反映するとともに、認定事業者のサービス品質向上に繋げています。

また、2022年度から人材協が業務受託した「職業紹介優良事業者認定制度」については、人材協会員に対しても認定取得を推奨し、着実に優良事業者数の拡大を図っています。

- (4) 人材協では、人材紹介ビジネスの事業価値の向上に向けて、人材協会員をはじめとする職業紹介事業者と人材協のあるべき姿について検討し、人材協の今後の方針を策定することを活動の目的とした「未来プロジェクト」を2023年度から実施しています。今般、2年間にわたる議論の纏めとしての活動報告書が完成し、人材協ホームページの会員限定ページに公開しております。なお、同プロジェクトは、当初予定から1年間期間延長するとともに、派生した「デジタル技術研究会」と「雇用類似研究会」での研究・検討を開始しています。

2. 業界動向

- (1) 会員各社の協力を得て人材協が独自に集計した2023年度分の「職業紹介事業報告」(業況調査)によると、就職件数は対前年度比112.0%、手数料額は対前年度比114.5%で、件数、額ともに伸び率は前年よりも鈍化しました。

人材紹介大手3社の2024年度上期(4月～9月)の紹介人数実績は70,753人と集計開始後の最高値を更新しました。前年上期との比較では114.6%で、前年同期の伸び率対比は下回ったものの、2023年度下期(10月～3月)との伸び率対比では、これを上回りました。

また、全会員を対象としているアンケートの「人材協QPI」の結果においては、2024年度は年間を通じて紹介人数実績は「現状維持」とする回答が多く、前年よりも業況がやや低下する傾向が見受けられました。

- (2) 「人材協QPI」の集計結果では、約8割の会員の皆様が「求職者の確保」を課題として挙げており、引き続き、業界最大の課題となっています。これに伴い、求職者情報収集のための広報・広告活動のコストについても高い水準となっていることが課題となっています。一方で、求職者情報の優先権の問題で募集情報等提供事業者への費用が二重に発生するなどのトラブルとなるケースも見受けられ、募集情報等提供事業者から請求を受ける違約金の問題等も課題になっています。

「人材協QPI」の結果においては、引き続き、従事者の育成や採用にも課題があることがうかがえ、よりレベルの高い的確なマッチングの実践し、人材紹介ビジネスの一層の事業発展のためには「人＝紹介従事者」の採用と育成が重要であることを表しています。

3. 人材協の活動状況

人材協では、引き続き人材紹介業界の地位・社会的評価の向上のための諸活動や、会員のビジネスメリット向上と業界のステータス向上を基盤とした会員拡充活動等に取り組んで参りました。各種会合や講座・セミナーの開催にあたっては、コロナの時期に得た知見を活かし、集合形式とオンライン形式を併用することなど、会合の性格や会員の皆様の利便性も考慮し、適時適切な方法により実施しました。

(1) 会員動静

	2024.3 月末	2024 年度入会	2024 年度退会	2025.3 月末
正会員	250社	21社	15社	256社
賛助会員	8社	4社	1社	11社

(2) 理事会・常任委員会・未来プロジェクト・各専門委員会等の開催状況 (集合開催・オンライン開催併用)

理事会		5/9	6/12	7/12	11/15	3/14	
常任委員会		4/24	7/5	11/8	3/7		
未来プロジェクト		4/22	7/4	9/3	11/14	1/24	3/13
事業組織委員会		5/31	10/28	2/28			
調査広報委員会		5/16	10/17	2/14			
法制倫理委員会		5/23	10/24	2/21			
教育研修委員会		5/28	10/15	2/6			
再就職支援協議会	幹事会	7/26	1/10				
医療・介護・保育系 紹介協議会	全体会	8/27					
	分科会	11/19					
	幹事会	6/24	8/5	12/12	3/26		
	実務者会	4/23	5/20	6/20	7/23	8/2	9/30
		11/11	1/17	3/10			
新卒紹介協議会	全体会	11/12					
	交流会	8/21	12/20	2/26			
	幹事会	5/24	7/25	9/27	1/30	3/18	
	実務者会	4/12	6/27	8/30	10/18	12/13	2/26

(3) 主な対外的活動

① 行政・関連団体等との連携・対応

- ①厚生労働省職業安定局とは、本年度は局長級・課長級会合が計3回開催され、会員の業況報告を行うとともに、職業安定法改正や職業紹介事業運営に関する要望、提案等を引き続き行いました。また、需給調整事業課および雇用政策課民間人材サービス推進室とは、日頃から個別事案に関する要請・折衝・情報交換を綿密に行い、会員の皆様の業務に資する情報や見解等を得ることができるよう鋭意取り組みました。
- ②東京労働局需給調整事業部との意見・情報交換の場を7月に開催しました。また、本年も愛知労働局、大阪労働局の各需給調整事業部との意見交換の場を持つとともに、各地区ブロック会の際には、開催地の労働局と連携し、講演をお願いする等の協力関係を構築しています。
- ③厚生労働省の「中央職業能力開発促進協議会」、「東京都地域職業能力開発促進協議会」、「介護人材確保対策における福祉人材センターの今後の事業実施に関する調査研究事業検討委員会」、「企業における採用経路の選択動向等に関する調査研究事業」、「職業紹介事業の適正化推進事業」、「民間人材サービスの活用検討事業」の各事業の委員、および経済産業省の「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」に審査委員として参画しました。その他、厚生労働省はじめ、内閣府や経済産業省からの要請に基づく諸対応を行いました。

② 同業・隣接業界団体・経済団体等との連携・対応

- ①人材協役員が「人材サービス産業協議会(JHR)」の理事、および「労働政策委員会」、「ソーシャル・バリュー推進委員会」の委員として参画し、職業紹介事業者の立場から人材協として意見提案し、人材協のプレゼンス向上に努めました。
- ②「五社懇(人材協、民紹協、全求協、派遣協、NBPO)」については、集合形式およびオンライン形式で開催され、各同業・隣接業界団体事務局との情報交換等を実施しました。
- ③経団連の会員として審議委員会、雇用政策委員会、地方・業種団体情報連絡会、その他雇用や労働政策に関連する会合等に参加し、雇用・労働関連についての情報収集に努めました。

③ 人権啓発活動の推進

前年度に引き続き、令和6年度「就職差別解消促進月間」の賛同団体となるとともに、「部落解放・人権文化フォーラム2024」に、多くの会員企業が参加・聴講する等、就職差別撤廃に向けた取組みおよび人権啓発活動を推進しました。

(4) 主な協会内活動

①「未来プロジェクト」の推進

- ①2023年度からスタートした「未来プロジェクト」は、林会長を委員長として、会員の中から次世代を担う10名の委員に参画いただき、2024年度も6回の会合を開催しました。本年度は、主に各専門委員会が担当する各種事業活動内容について検討を行いました。具体的には、会員拡大・会員交流のあり方と具体策、職業紹介事業をめぐる法制度・諸ルールのあるあり方、調査広報事業・教育研修事業の今後の方向性と具体策、人材紹介ビジネスの未来を担う人材への提言等について検討を行いました。未来プロジェクトの2年間にわたる成果は、報告書として取りまとめるとともに、人材協ホームページに公開しましたので、是非、会員の皆様にはご覧くださいますようお願い申し上げます。
- ②「未来プロジェクト」は当初予定の2年間で、人材紹介ビジネスの事業価値の向上に向けて、人材協会員をはじめとする職業紹介事業者と人材協のあるべき姿について検討し、人材協の今後の方針を策定しましたが、引き続き、一部の残課題についての検討を行うとともに、更に、本プロジェクトから派生した「デジタル技術研究会」と「雇用類似研究会」の研究・検討を行うため、1年間の期間延長を行うこととしました。

② 厚生労働省受託事業の推進

- ①前年度に引き続き厚生労働省の委託事業を受託しました。本年度受託した事業は「職業紹介優良事業者認定事業及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業」で、前年度と同様に、両認定制度の運営を継続実施しました。
- ②医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度については、引き続き、医療・介護・保育分野等における職業紹介事業の適正化に関する協議会、認定事業者の認証委員会、医療・介護・保育分野の業界団体と有料職業紹介事業者の代表者で構成される情報連絡会の運営を行い、年間2回の審査・認定を実施した結果、本年度は32社・53分野(新規7社・13分野、更新23社・40分野)が認定され、2025年4月1日現在の医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者は56社、85分野となりました。

した。

また、引き続き、医療・介護・保育分野の業界団体にご協力いただき、各団体所属の求人者に向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、その結果を各会合の場や各認定事業者にフィードバックし、サービス品質の改善・向上に向けた取組みを実施しました。

②職業紹介優良事業者認定制度は、2022年度から人材協へ受託事業者が変更となったもので、1年間認定業務を停止し、審査項目・審査基準、審査方法の見直しと、審査料の低減化等に取り組んだ後、2023年度から審査を再開して2年が経過しました。本年度は、引き続き、協議会、認証委員会を有識者、経営者団体、労働組合の代表者に委員となっただき、認定事業を実施し、年間1回の審査・認定を実施した結果、16社(新規5社、更新11社)が認定され、2025年4月1日現在の職業紹介優良事業者は45社となりました。

③人材協では、上記の両認定制度について、会員の皆様に認定取得していただくことを推奨しており、取得される会員も増加しつつあります。今後は、更に、多くの会員の皆様に認定取得していただくよう働きかけを強化いたします。なお、人材協会員で両認定を取得された皆様につきましては、人材協ホームページの会員企業検索でも認定会員を検索できるようになっておりますので、認定取得の対外的なPRにご活用いただくことが可能です。

③法令等の改正情報の周知と職業紹介事業の適正な運営に向けた取組み

①人材協では職業安定法等の改正内容を踏まえ、職業紹介責任者講習をはじめ各テキストの改訂を行い、講習・研修を実施するとともに、引き続き、改正の情報について、いち早く会員への周知広報を行い、会員への理解促進に努めました。

②職業安定法等の改正に関しては、法制倫理委員会が中心となり検討を進め、厚生労働省に人材協としての意見提案等を継続的に行って参りました。なお、許可事業である有料職業紹介事業のみが必要以上に過剰な制約を受けることがないよう、周辺領域の事業とのイコール・フッティングを主張しています。特に、デジタル技術の進展とともに、さまざまな雇用仲介事業者が出現する中で、法令に従った事業運営を行う職業紹介事業者のみが不利益を被ることのないよう、規制改革の必要性も念頭に置き、各事業の動向を注視しています。

④組織強化と会員拡大に向けた取組み

①人材協の組織力強化と人材紹介業界の社会的地位の向上のためには、職業紹介事業者の人材協への新規加入による人材協会員拡大と、個々の会員の事業発展による規模拡大が不可欠であり、2024年度も、会員の皆様からの情報提供等の協力を得て、人材協の「倫理綱領」に賛同し遵守いただける会員の拡充活動を積極的に行いました。

②2024年度の各地区ブロック会を集合形式で開催しました(東日本地区:東京、中部地区:名古屋、関西地区:大阪、中四国地区:上期・広島、下期・岡山、九州地区:福岡で各地区年間2回、北海道・東北地区:札幌で年間1回)。各地区の世話役の皆様のご協力のもと、厚生労働省本省および各地区の労働局による最近の法令、指導状況の解説、事務局からは、人材協の活動状況、未来プロジェクトについての中間報告、多様な働き方の広がりに伴う職業紹介への影響と留意点等の情報共有、参加会員の皆様によるグループ別情報・意見交換等を実施しました。いずれの地区も過去最高の参加者数で、

大変盛り上がりのある会合となりました。また、終了後の懇親会も、参加の皆様にとって有益な情報交換の場となりました。

- ①引き続き、各地区の世話役の方々には「常任委員会」や「事業組織委員会」の委員に就任いただき、人材協の各種施策への各地区会員の意見反映と、世話役の皆様が中心となった会員拡充活動等を行いました。なお、これまで世話役が空席となっていた中部地区についても、今年度から地元の会員に世話役に就任いただきました。

- ②「医療・介護・保育系紹介協議会」では、分野を拡大したことに伴い、幹事メンバーの増強を図るとともに、昨年度定めたミッションに則った活動を展開しました。

引き続き、業界団体訪問を実施しましたが、今年度からは介護分野にも対象を拡大しました。また、全体会、分科会、幹事会、実務者会の諸会合を実施し、各会合で活発な意見交換・情報交換を行いました。

厚生労働省から人材協が受託した医療・介護・保育分野の適正な有料職業紹介事業者認定制度については、協議会として認定取得を推奨しました。

協議会会員会社の従事者のレベルアップに向けた教育については、従事者講習 e-learning 版「医療系オプションコース」を継続実施（医療系紹介協議会員企業の医療系コース、医療系・新卒コースの受講修了者は合計3,352名、前年度：3,147名）、協議会活動の理解促進と採用後の定着促進のための求人者向け冊子の改訂版を作成しました。

- ③「再就職支援協議会」は、引き続き「指針（平成11年労働省141号告示）」改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と品質向上活動を実施しました。また、幹事会を開催し、ガイドラインの徹底を図るとともに、具体的な業務運営についての情報交換等を継続実施しました。

- ④「新卒紹介協議会」では、全体会、交流会、幹事会、実務者会の諸会合を開催し、新卒紹介事業に関連する協議会としての活動方針・計画の策定、協議会員全体での意見交換・交流の促進等を行うとともに、新卒紹介協議会のガイドラインに基づいた品質向上の取組、現場でのサービス提供事例や留意すべき事項の共有化、大学等への理解促進に取り組みました。

- ⑤その他の会員交流・情報交換のための諸会合については、5年振りに「経営塾」を開催するとともに、九州地区協議会が主催する「プレイヤーズ倶楽部」、「SK会（資本系人材会社の会）」を集合形式で実施するとともに、「RB 会（地域金融機関会員の会）」については集合形式とオンライン形式の各 1 回を開催しました。

⑤会員への調査広報・情報提供活動

- ①2021年度から2年間にわたって実施した「DXプロジェクト」の終了後も、人材協ホームページ、特に会員限定ページの継続的な充実を図り、コンテンツの充実や機能強化を実施しています。また、四半期ごとの会員向けアンケート調査である「人材協QPI」を継続実施し、会員の皆様の四半期ごとの業況や課題についてお答えいただき、従来の各年の業況調査報告や大手3社の半期ごとの業況報告に加えて、会員全体の業況をタイムリーに広報しております。

- ②2024年度は「ニューズレター」を100回（前年度：97回）発行し、法令改正の動向、各種統計データ、人材協主催の各種行事、研修・セミナー等の情報提供を行いました。また、メールによる情報通信「JESRACLIP」を263回（前年度：248回）配信し、最新の法令改正や行政動向等に関する情報をタイムリーに提供しました（配信アドレス数は993）。ま

た、「JESRACLIP」については、新たに人材協ホームページの会員限定ページ内に、配信から6カ月間のアーカイブ掲載機能を設け、当日見逃した場合にも、キーワード検索等により必要な情報が閲覧できるよう、利便性を向上させました。

⑥業務品質向上に向けた会員企業への支援活動

- ①恒例の安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」をオンライン形式で開催し、56名の方が参加されました。本年度は「職業紹介における労働条件明示の留意点～裁判例等から考える」と題し、職業紹介事業運営上で必須となる労働条件明示の適正な方法と留意点について講演と、フリーランス新法についても説明いただきました。講演の後、実務上の諸事項についての解説と質疑応答を行いました。
- ②各種教育研修については、「職業紹介責任者アドバンスゼミ」「職業紹介従事者講習」「オンライン労働法シリーズ」の主要各講座ともに、集合形式とオンライン形式により提供し、会員及び参加者の利便性の向上を図るとともに、新たに「アサーション講習」も開催しました。また、会員個別のニーズに合わせたオリジナル講座等も開催し、各講座の合計で27回、501名の方々が受講されました(前年度:27回、353名)。
- ③会員の皆様限定で受講いただいている「職業紹介従事者講習 e-learning 版」は、業界標準の従事者講習として定着していますが、教育効果を高める解説動画付のスタンダードコースを前年度から設定するとともに、医療系紹介協議会と新卒紹介協議会の協力を得て、「医療系設問」「新卒設問」のオプションを加えた各コースを開講しました。受講者は前年を大幅に上回り、全コース合計の受講修了者は18,007名(前年度:14,712名)となりました。なお、活用事例はニューズレター等でも情宣しました。
- ④人材協認定・人材紹介コンサルタント資格制度については、今年度も11月に資格認定試験を実施し、34名の合格者が誕生しました。本資格制度は、資格取得することのみが目的ではなく、資格取得後も継続的に学習・研鑽を行い、よりレベルの高い人材の育成を目的としており、更に多くの紹介従事者が認定取得することを期待しています。

⑦職業紹介責任者講習の実施

- ①人材協が厚生労働省から実施機関としての確認を受け、2007年度から開始して18年目となり、受講証明書交付人数も累計で延べ29,397名に達しました。本講習は人材協が実施する教育研修のベースとなる重要な講習で、法改正の情報や人材協が保有する数多くの具体的事例を活用するとともに、実践的な内容のオリジナルのテキストを使用し、オンライン形式の講習受講者の皆様にも事前にお送りしており、受講後も身近に置いてご利用いただいています。他の実施機関よりも充実した内容の高いレベルの講習会の実施に注力することで、会員はもとより職業紹介責任者全体の水準向上に貢献しています。なお、講習で利用する人権啓発動画は、会員の皆様には人材協のホームページの会員限定ページからも視聴できる仕様とし、広く従事者の教育に活用いただいています。
- ②2024年度も、各地での集合形式による開催と AI 顔認証システムによるオンライン形式による開催を併用し、受講者の利便性の向上と講習内容の充実を図っています。受講証明書交付人数は、前年度とほぼ同様の1,949名でした。(2024年度の実施状況は下記の通り)

地区	回数	受講証明書交付人数
北海道	1(1)	21(23)
宮城	1(1)	14(23)
東京	13(13)	650(671)
愛知	1(1)	18(31)
大阪	1(1)	27(56)
福岡	1(1)	29(16)
オンライン	20(20)	1,190(1,171)
<合計>	38(38)	1,949(1,992)

<()内は前年度実績>

⑧相談事業の継続展開

- ①相談室を中心に、人材協会員をはじめとした職業紹介事業者、求人者、求職者等からの多岐にわたる数多くの「相談」「苦情」「問合せ」を受け付け、個人情報や企業機密の秘匿に配慮しながら丁寧に対応し、利用者から高く評価されています。相談事業の利用や職業紹介責任者講習受講後の相談を契機として人材協に入会されるケースもあり、多くの会員から「会員としての大きなメリットである」と評価されています。
- ②2024年度の相談事案の総受付件数は1,221件でした(前年度:1,245件)。本年度の相談事項の特徴としては、職業安定法に関連する基礎的な事項はもとより、職業安定法施行規則や指針の改正に関連する具体的な業務運営の方法や個別の対処方法等についての事項が散見された点です。また、雇用等仲介事業がさまざまな形で展開する中で、求人者や求職者から見た時に、職業紹介事業と募集情報等提供事業等との見分けが極めて困難になっており、職業紹介事業者が関与したケースではない場合においても、人材協事務局に苦情やトラブル相談が入る事案が増加傾向にあります。
- ③相談事案のうち、会員や職業紹介事業者にとって参考となる事例については、情報の取扱いに充分留意した上で、引き続き職業紹介責任者講習やアドバンスゼミ、各種会合等の中で受講者に伝え、法令遵守と適正な業務運営の推進に貢献するとともに、人材協ホームページ内に設けている会員に限定して閲覧可能な「紹介実務 FAQ 集」の項目の変更・追加を行う等、継続的に活用を図っています。
- ④相談事例については、厚生労働省の本省や労働局との打合せの場において、職業紹介や広く雇用仲介全般の中で、現実はどうのような状況であるかということを伝えております。

※2024(令和6)年度事業報告の附属明細書は、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成いたしません。